



子ども手当の支給申請はお済ですか？

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度で、0歳から中学校修了（15歳に到達した後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に支給されます。

手当を受給するためには、受給対象者が住所を有する市区町村窓口（公務員の方は勤務先）に、認定請求書の提出が必要です。

平成22年4月1日以前に受給要件を満たしていた受給対象者におきましては、平成22年9月30日までに認定請求書を提出いただくと、4月分から支給されます。

申請がお済でない方は、平成22年9月30日までに忘れずに手続きをしてください。（10月以降に申請の場合は、申請のあった翌月からの支給となります。）



～認定請求に必要な添付書類～

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・受給口座（請求者名義に限る）の通帳の写し
- ・その他、養育している子どもと別居している場合（単身赴任者など）は、支給対象児童の属する世帯全員の住民票。

詳しくは、役場町民課保健福祉グループ（電話 5-1115 内線 160）にお問い合わせください。